平川市火葬場残骨灰売渡仕様書

1　概要

残骨灰に含まれる有価物（有価金属等）を再資源化するため、買受者は、平川市やすらぎ聖苑及び平川市碇ヶ関斎場から発生する残骨灰を回収し、「残骨」「有価物」「有害物質」等必要な分別を行った上で、それぞれ関係法令に基づき適正な処理を行い、平川市（以下「売渡者」という。）にその報告を行うとともに、引渡を受けた火葬件数に応じた金額を売渡者に支払うものとする。

2　売渡物件

（1）平川市やすらぎ聖苑及び平川市碇ヶ関斎場において、令和7年4月7日から令和8年9月30日までに発生したすべての残骨灰とする。

（2）残骨灰中には、骨片、焼却灰、集塵灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の火葬残渣物が含まれる。

3　引渡数量　数量は882体（12歳以上の死体）とする。

4　履行期間　契約締結日から令和9年3月31日まで

5　残骨灰の引渡場所及び設備等

（1）平川市やすらぎ聖苑

所在地　平川市新屋町田川204番地1

火葬炉の形式　台車式火葬炉3基（火葬炉メーカー：株式会社宮本工業所）

集塵設備　あり

台車保護材の使用　あり

保管場所　別紙「平川市やすらぎ聖苑案内図」のとおり

（2）平川市碇ヶ関斎場

所在地　碇ヶ関白沢241番地

火葬炉の形式　台車式火葬炉1基（火葬炉メーカー：株式会社炉研）

集塵設備　なし

台車保護剤の使用　あり

保管場所　別紙「碇ヶ関斎場案内図」のとおり

6　売渡物の事前準備

（1）買受者は、本契約締結後、引渡の日に下記数量及び規格の残骨灰収容容器を用意し、平川市やすらぎ聖苑等に提供しなければならない。なお、引渡日当日は、既に使用されている備

え付けの収容容器と交換するものとする。

【参考】

収容容器の種類	収容容器の規格	必要数量	提供場所
土のう袋	20L	50 袋	やすらぎ聖苑
スチールドラム缶	200L 蓋付	1 缶	碇ヶ関斎場

（2）搬出に要する資機材は買受者が用意する。

7　残骨灰の引渡

（1）買受者は「2　売渡物件」に定める残骨灰のうち、本市が引取りを求める全てを引き受けなければならない。

（2）引渡日時は、事前に打ち合わせをし決定するものとする。なお、平川市やすらぎ聖苑と平川市碇ヶ関斎場の引渡日は原則同日とする。

（3）引渡の回数は平川市やすらぎ聖苑、平川市碇ヶ関斎場において、それぞれ原則 1 回とする。ただし、売渡物の保管場所及び搬出場所の都合等により必要がある場合は、売渡者と買受者との協議により変更することができるものとする。

（4）買受者は立会いのもと、残骨灰を保管した残骨灰袋等と空の残骨灰袋等を交換することで引渡を受けるものとする。

（5）売渡物の引渡において、売渡物が買受者の運搬車両に全て積載されたときは、平川市やすらぎ聖苑等担当者及び業務責任者等選任通知書に記載された業務責任者又は従事者は、残骨灰受領数量確認書（様式第 2 号）に署名を行う。

（6）平川市やすらぎ聖苑等の場内への入場及び退場は、各施設の指示による方法・ルートによるものとする。

（7）売渡物が買受者の運搬車両に全て積載された後、買受者は当該積載に使用した場所及びその周辺の簡易清掃を実施するものとする。なお、当該簡易清掃の実施に係る電力及び水道の使用が必要なときは、「１４　費用負担」の規定によらず、平川市やすらぎ聖苑等から必要最小限の範囲内で無償使用することができる。

（8）売渡物の運搬に際しては、売渡物の飛散、流出及び悪臭発生等がないよう必要な措置を講じなければならない。

（9）売渡物の運搬は関係法令等を遵守し適切に実施しなければならない。

(10) 売渡物の所有権は、「5　残骨灰の引渡場所及び設備等」に掲げる施設の敷地を出た時点で売渡者から買受者に移転する。ただし、所有権が買受者に移転した売渡物において、本仕様書に記載された内容に限り、買受者はその履行義務を負う。

(11) 買受者、関係者、第三者等は、売渡物の品質等について、本市に対して異議を申し立てることは一切認めないものとする。

8　残骨灰の処理

（1）買受者は、残骨灰について、「残骨」「有価物」「有害物質」等、必要な分別を行った上で、それぞれ関係法令に基づき適正な処理を行うものとする。
（2）全ての工程において、売渡者以外の火葬場等から搬入した残骨灰と平川市やすらぎ聖苑等から搬入した残骨灰が相互に混入しないよう、厳密に取り扱うこととする。
（3）買受者は、「残骨」については、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律 48 号）」の趣旨に従い、礼節をもって適切に取り扱いの上、買受者が所有又は提携する墓地等に適切に埋葬及び供養することとし、それ以外の場所に搬入、埋蔵、収蔵等をしてはならない。なお、埋葬する場所は、青森県内にあって、市民が参拝できるものとする。

9　有価物の処理

買受者は、「有価物」については、極力売却処分を行うとともに、各種法令に則り、リサイクル可能なものはリサイクルする等、環境に配慮しつつ資源の再資源化を図ることとする。

10　有害物質の処理

買受者は、買受した残骨灰に含まれる有害物質を適正に測定し、六価クロム、ダイオキシン類等の有害物質を含有すると思料されるものについては、適切に関係法令等を遵守の上、無害化処理を行うこととする。

11　残骨灰の引渡前に提出する書類

（1）「業務責任者等選任通知書」（様式第 1 号）
（2）買受者処理施設の概要が分かる書類（様式等任意）
（3）埋蔵・処理・再資源化等の工程の概要（様式等任意）
（4）本売渡契約に係る残骨を埋葬する墓地または納骨堂の概要及び買受者が同墓地等に埋葬できることを示す書面（契約書、協定書、永代供養の証等）の写し（様式等任意）

12　処理完了後の提出書類

（1）残骨灰受領数量確認書（様式第 2 号）
（2）売渡物処理等報告書（様式等任意）

買受者は分別した売渡物の埋蔵・処理・再資源化等の処理状況が分かるよう、「売渡物処理等報告書」に必要事項を記載し、履行完了後本市に提出しなければならない。

また、「売渡物処理等報告書」には、売渡物の処理工程・状況や埋蔵先、最終処理状況等の分かる写真と、適正な最終処分先であることの分かる書類（マニフェストの写し等）を添付しなければならない。

（3）報告要請への対応

売渡者は必要に応じて、買受者に対し売渡物の埋蔵・処理・再資源化等に関する（1）及び（2）以外の関係書類の提出を求めることができる。この場合、買受者は売渡者の指示に

従い、直ちに対応しなければならない。

13　調査等

（1）売渡者は、買受者が実施する当該売渡物処理に関連する施設（買受者以外の法人等の所有する埋蔵・収蔵関連施設、最終処分施設等を含む。）への報告徴収、立入調査、書類審査等（以下「立入調査等」という。）を実施することができるものとする。

（2）買受者は、立入調査等の実施において誠実に対応するとともに、買受者以外の法人等の所有する関連施設への立入調査等の実施について、当該立入調査等に関する調整等を行わなければならない。

14　費用負担

本契約の履行に際しては、必要と認める費用は、すべて買受者が負担する。

15　責任事項

残骨灰の引渡後に損害（第三者に及ぼした損害も含む）が生じたときは、その原因が売渡者の責に帰すべき場合を除き、買受者が責任を負う。

16　秘密の保持

買受者は、この契約の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が完了し、または解除された後も同様とする。

17　その他

（1）買受者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売渡者の承認を得た場合はこの限りではない。

（2）この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、売渡者と買受者で協議するものとする。

様式第１号

業務責任者等選任通知書

年　　月　　日

（あて先）　平川市

住所
買受者　氏名又は法人名
代表者

契約件名　平川市火葬場残骨灰売渡業務

上記契約に基づき、業務責任者等を選任したので通知します。

１．業務責任者

氏名	所属・役職	連絡先

２．従事者

氏名	所属・役職	連絡先

３．売渡物運搬車両

車両名称	自動車登録番号	最大積載量

様式第２号

残骨灰受領数量確認書

契約件名　平川市火葬場残骨灰売渡業務

排出火葬場	やすらぎ聖苑	碇ヶ関斎場
袋		
ドラム缶		

引渡しチェック（担当課確認者用）

□　売渡物の引受に来場した者は業務責任者等届出書に記載のある業務責任者又は作業従事者である。

□　売渡物運搬車両車は現場責任者等届出書に記載のある車両である。

上記内容のとおり、売渡物を引渡しました。

令和　年　月　日

担当課確認者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記内容のとおり、売渡物を引受しました。

令和　年　月　日

業務責任者・作業従事者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

案内図

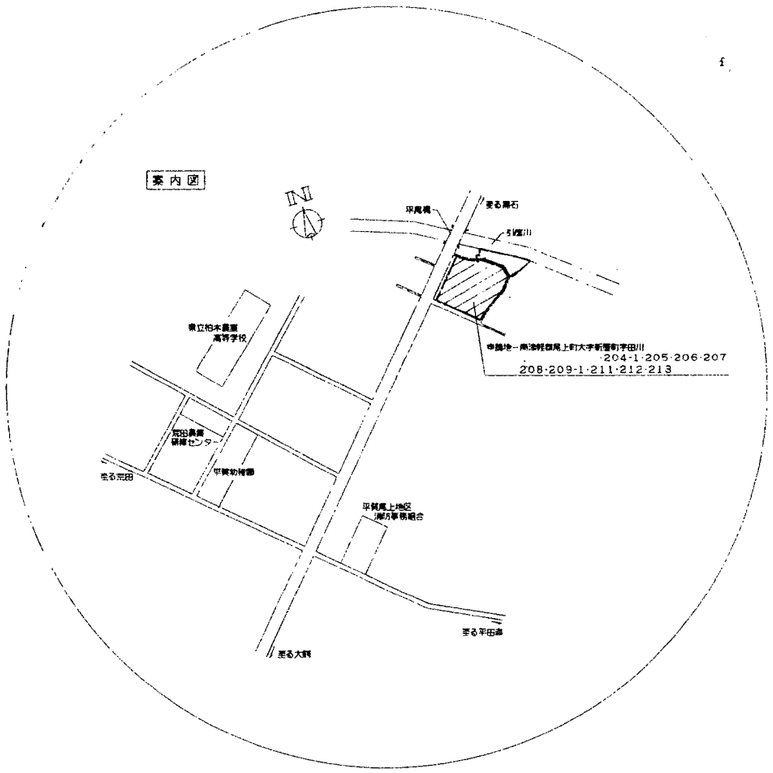

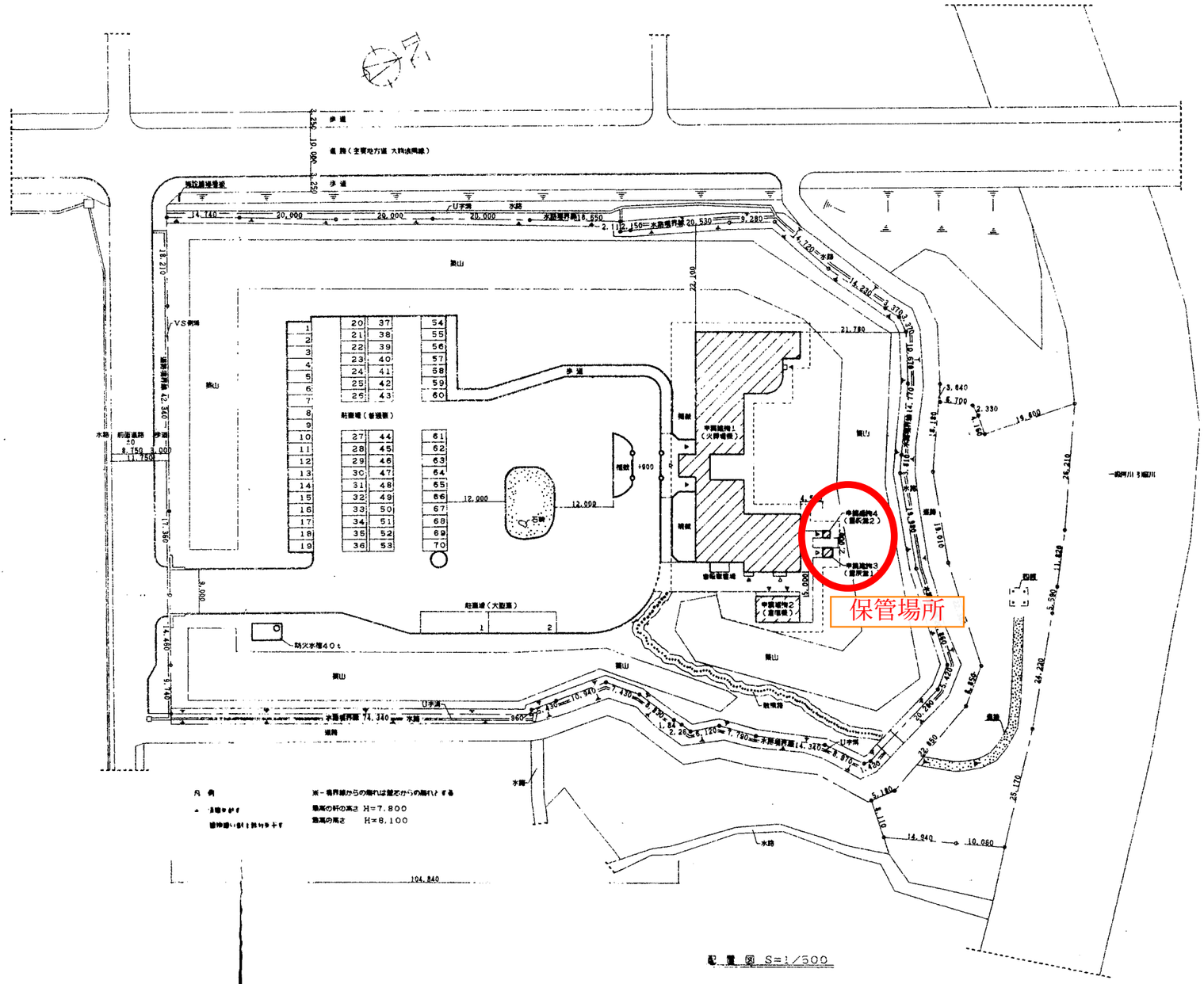

面積表

	申請建物1（火葬場棟）	申請建物2（霊堂棟）	申請建物3（霊炉室1）	申請建物4（霊炉室2）	合計
敷地面積					15,372.20
建築面積	801.33	48.60	4.00	2.56	856.49
建ぺい率					5.57 %
1階床面積	710.70	48.60	4.00	2.56	765.86
2階床面積	50.17				50.17
延床面積	760.87	48.60	4.00	2.56	816.03

AA（有）設計監理設計事務所
TEL 0172-44-7109

平川市やすらぎ聖苑案内図

S=1/500

No. A-8

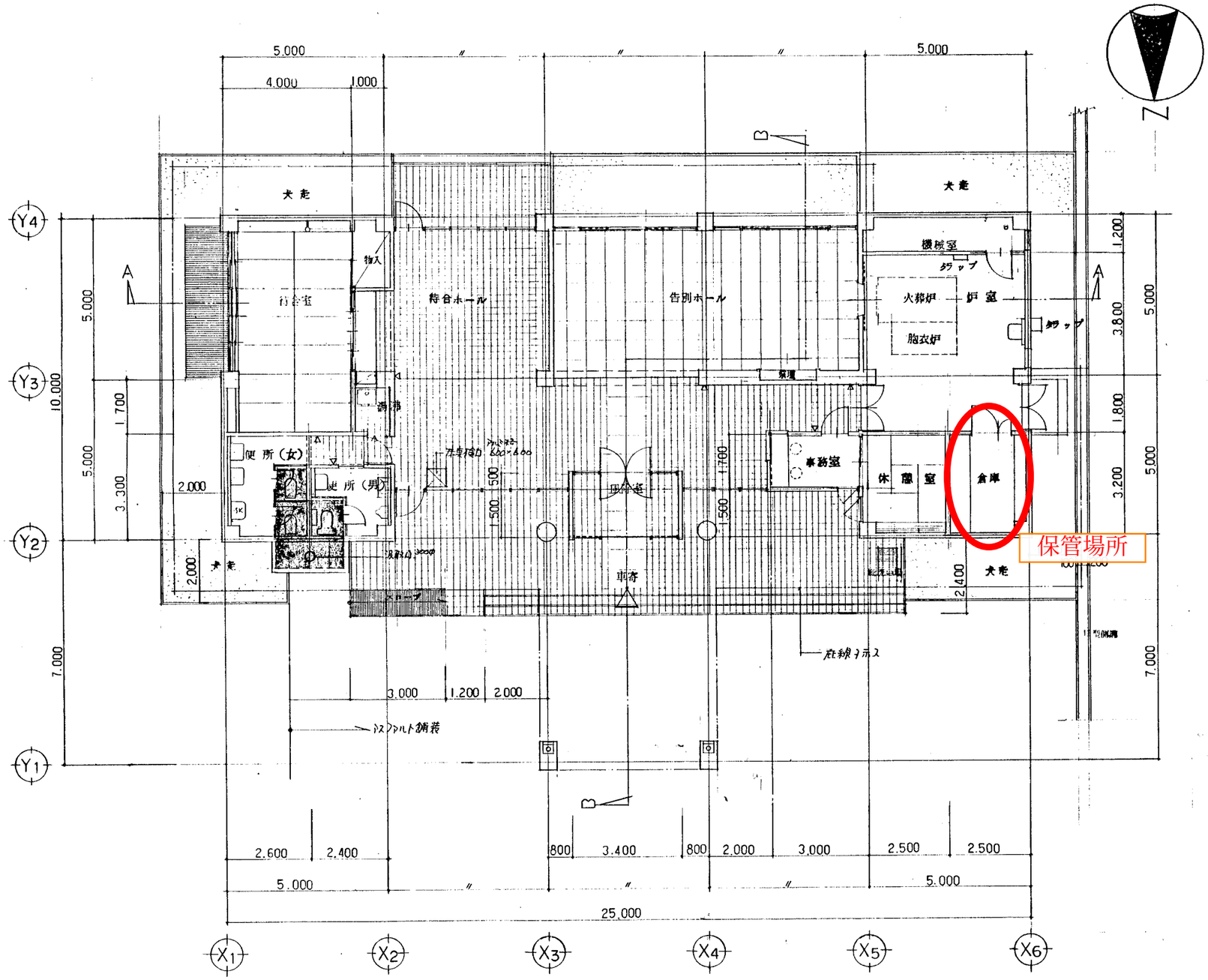

1 階 平 面 図 1/100

△ は室名札取付け位置

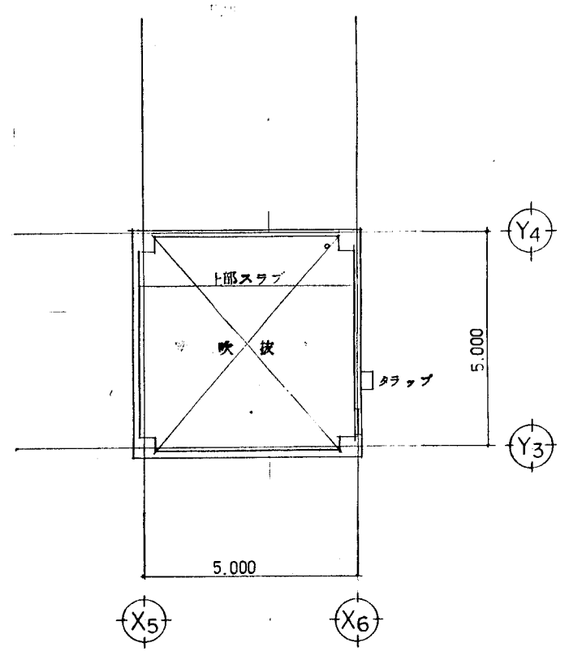

炉室上部 平 面 図 1/100

備考	整理番号	株式会社 岡設計 東京都知事登録109号	平川市碇ヶ関斎場案内図

東京本社 03 (356) 7281(代)
札幌支店 011 (241) 4825(代)
青森支店 0177 (22) 7932(代)
仙台支店 0222 (72) 7531(代)
名古屋支店 052 (962) 2746(代)
福岡連絡所 092 (952) 2251(代)